

大阪狭山市都市計画マスタープラン改定の進め方

1. 計画改定の背景

現行の大阪狭山市都市計画マスタープラン（平成23年3月）の策定から間もなく10年が経過し、この間の上位・関連計画等の改定や社会潮流・本市における都市づくりを取り巻く状況の変化等を踏まえ、課題等を整理し、これからの都市づくりの在り方、都市ビジョンとその実現に向けた道筋を明確化するため都市計画マスタープランを改定します。

大阪狭山市の都市計画に基づく主な実績について（平成23年3月～令和元年3月）

（1）地区計画

- ・大阪狭山市東菜莢木・富田林市伏山地区（平成25年1月31日計画決定（大阪狭山市域））
- ・山本南地区（平成27年12月3日計画決定）

（2）都市計画道路の見直し（平成28年3月3日告示）

- ・金剛泉北線（大阪狭山市決定）一部区間廃止
- ・狭山金剛線追加（金剛青葉丘線の一部区間を富田林市決定から大阪狭山市決定に変更）
- ・五軒家金剛東線（富田林市決定）の廃止

（3）準防火地域の指定（拡大）（平成25年10月1日告示）

- ・近隣商業地域のみ指定（11ヘクタール）から、第一種低層住居専用地域、準工業地域、市街化調整区域を除く全域を指定。（518ヘクタール）

（4）下水道（平成28年3月14日告示）

- ・西除川第二排水区雨水調整池の追加（1,420平方メートル）

（5）生産緑地地区の追加、廃止、変更

- ・生産緑地地区の指定状況は、平成23年3月29日時点で【155地区、54.66ヘクタール】、令和元年11月20日時点で【155地区、42.76ヘクタール】であり、地区数は同数、面積は11.9ヘクタールの減少となっている。

2. 計画の位置づけ

市町村の都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、市の総合計画や大阪府の南部大阪都市計画区域マスタープランに即し、市の人口ビジョン、総合戦略、みどりの基本計画等の関連計画、部門別マスタープランとの整合を図る必要があります。また、市が個別具体的に決定する都市計画は、都市計画マスタープランに即している必要があります。

3. 計画期間

本計画は、令和4年度（2022年度）から、概ね10年間を計画期間とします。

4. 計画改定の体制

(1) 都市計画審議会

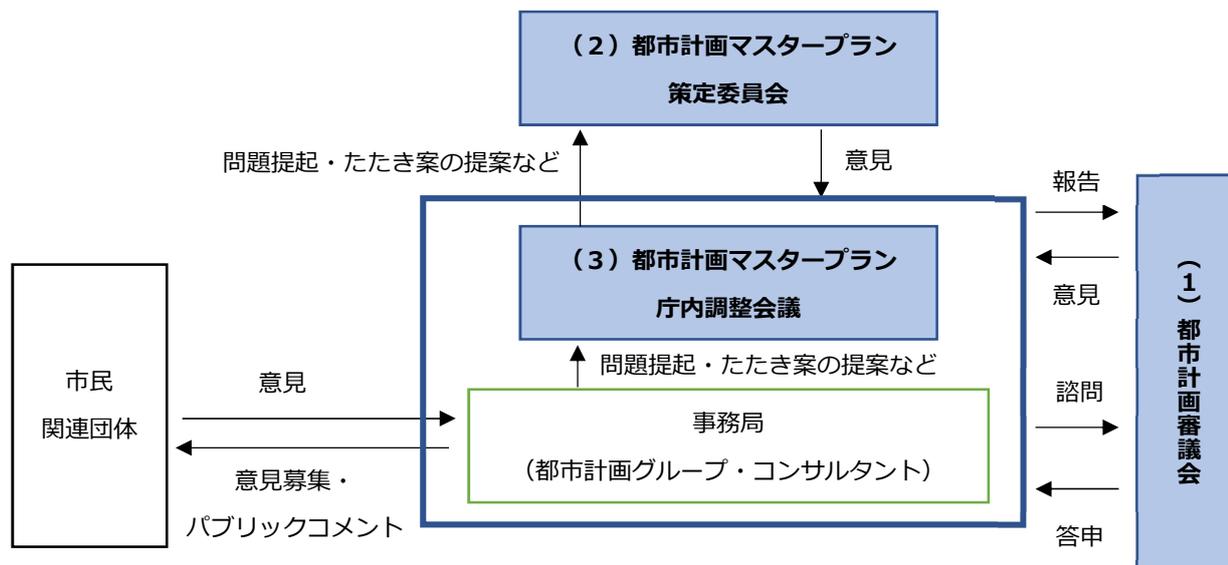
- ・都市計画審議会は、市長からの都市計画マスタープランの見直しについての諮問を受け、答申する。

(2) 都市計画マスタープラン策定委員会

- ・策定委員会は、都市計画マスタープランの検討プロセスにおいて、計画案に対して様々な立場から意見をいただき、マスタープランに反映する場とする。
- ・外部学識経験者をはじめ、関係団体代表、行政職員などにより構成する。

(3) 都市計画マスタープラン庁内調整会議

- ・都市計画マスタープランの検討プロセスにおいて、関連のある部局の参加を得て、横断的な分野の視点から、具体的事項に関する検討及び協議を行う場とする。
- ・庁内調整会議は、策定委員会に提示する資料などを事前に協議し、庁内関係部局の調整及び計画案の検討を行う



5. 計画策定に向けた手順及びスケジュールについて ※詳細については、[資料①-2] 参照。

(1) 基礎調査

① 上位関連計画の整理/統計等データ等による現況調査

- ・上位・関連計画を整理することで、本市の将来都市像や政策課題、本計画が担うべき事項や、他計画と整合を図るうえで配慮すべき視点等を把握する。
- ・本計画を改定するにあたり、都市計画やまちづくりにおける社会潮流を整理するとともに、統計資料等を整理・分析を行うことで、人口・世帯数、土地利用の変化、交通ネットワーク等の整備状況、都市機能の配置、開発動向など都市の変化を捉えるうえで、必要な事項の把握を行う。

② 市民アンケート調査

- ・18歳以上の市民3,000人を対象に、アンケート調査を行い、今後の都市づくりの方向性を検討するにあたり、必要となる市民の生活行動やまちづくりに対する意識等を把握する。

③活動団体等へのヒアリング調査

- ・まちづくり円卓会議をはじめ、本市のまちづくりを担う活動団体等に対し、ヒアリング調査を行い、まちづくりにおける課題やニーズ等を把握する。

④現行計画の評価／庁内ヒアリング

- ・現行計画に記載している部門別方針に関連する事業及び関係部署が所管する、都市計画マスタープラン策定に影響のある施策等について、進捗状況や新たな施策の可能性等について把握し、都市計画マスタープランの策定に反映させる。

(2) 都市計画マスタープランの検討

計画案の検討・作成

- ・基礎調査、現行計画の評価、庁内ヒアリング及び、都市計画マスタープラン庁内調整会議・都市計画マスタープラン策定委員会等において出された意見を踏まえ、次期都市計画マスタープランの素案を検討・作成する。

(3) 意見募集・パブリックコメントの実施

- ・市民への意見募集・パブリックコメントを実施し、市民意見を収集・反映する。
- ・なお、令和2年度において令和2年度中に作成した骨子案に関する意見募集を、令和3年度に原案に関するパブリックコメントを行うことで、段階的に丁寧な市民意見の把握を行う。